

## 防府市保育所地域活動事業実施要綱

平成17年4月1日制定

(趣旨)

第1条 多様化する保育需要に積極的に対応するため、地域に開かれた保育所の有する機能を地域住民のために活用し、児童福祉及び地域福祉の向上を図る保育所地域活動事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定める。

(実施保育所等)

第2条 この事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に規定する保育所及び法第39条の2の規定による幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）において実施するものとする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、別表第1のとおりとする。

2 事業の対象となる経費は、別表第2のとおりとする。

(事業申請)

第4条 事業を実施しようとする保育所等は活動内容、所要額等を記載した地域活動事業実施計画書（第1号様式）を、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(費用)

第5条 市長は、この事業を実施する保育所等のうち、法第35条第4項に定める私立認可保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第12条の規定による幼保連携型認定こども園に対し、予算の範囲内において別表第3に定める事業費を支払うものとする。

(実績報告)

第6条 事業を実施した保育所等は、事業の実施状況について保育所地域活動事業実施書（第2号様式）により、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第7条 事業を実施した保育所等は、当該事業に関する帳簿及び関係書類を整備し、当該年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業名	事業内容
保育所地域活動事業	<p>(1) 世代間交流等事業 老人福祉施設・介護保険施設等への訪問、あるいはこれらの施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具製作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う。</p> <p>(2) 異年齢児交流等事業 保育所等を退所した児童や地域の児童とともに地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、児童の社会性を養う。</p> <p>(3) 育児講座・育児と仕事両立支援事業 地域の乳幼児をもつ保護者等に対する育児講座の開催や育児と仕事の両立支援に関する情報提供等を行う。</p> <p>(4) 小学校低学年児童の受入れ 小学校低学年児童（1年生から3年生程度）を一時保育の場を利用して5名程度受入れ、当該児童の適切な処遇、安全の確保等を図る。</p> <p>(5) 地域の特性に応じた保育需要への対応 地域の保育需要に対応するため、地域の実情に応じた活動をしている保育所等について市長が必要と認めたもの。</p>

別表第2（第3条関係）

対象となる経費
賃金、謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、手数料等)、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金、補助金及び交付金

別表第3（第5条関係）

(1) 世代間交流等事業	25万円以内
(2) 異年齢児交流等事業	25万円以内
(3) 育児講座・育児と仕事両立支援事業	25万円以内
(4) 小学校低学年児童の受入れ	50万円以内
(5) 地域特性への対応	25万円以内

算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

保育所名

事業名	事業内容			事業に要する経費	
	実施月	項目	実施場所	経費名目	金額

注)「事業名」欄は、「異年齢児交流等事業」等の事業名を記入してください。

保育所名

事業名	事業内容			事業に要した経費
	実施月	項目	実施場所	

注)「事業名」欄は、「異年齢児交流等事業」等の事業名を記入してください。